

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1039））

2. 日 時：平成30年6月15日 10時00分～12時00分

13時30分～17時30分

3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

津金主任安全審査官、村上主任安全審査官、秋本安全審査官、田尻安全審査官、照井安全審査官、関根技術研究調査官、宇田川原子力規制専門職、堀野技術参与、山浦技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他30名

東北電力株式会社：原子力部（原子力技術） 担当 他4名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 課長 他8名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 主任 他5名

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力安全評価チーム 主任 他4名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力設備） 担当 他7名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他4名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、6月1日及び本日の提出資料に基づき、原子炉格納施設の設計条件に関する説明書（MCCI、本体、閉じ込め機能、動荷重）、原子炉冷却系統施設の耐震性についての計算書等、発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書等、竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書等及び火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書等について説明があった。

（2）原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【原子炉冷却系統施設の耐震性についての計算書等】

○原子炉隔離時冷却系の系統図において、タービン蒸気入口側の配管が設計基準対象施設又は重大事故等対処設備のいずれにも含まれない理由を整理して提示すること。

○原子炉隔離時冷却系と高圧代替注水系の設備分類について整理して提示すること。

○概略系統図において申請範囲を整理して提示すること。

○同じ温度における同じ材料が異なる縦弾性係数であることについて整理して提示すること。

○サポートの結果を記載する項目は、ⅢAS又はIVASの厳しい方としていることが方針に示されているか整理して提示すること。

【火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書関係】

○緊急時対策所に対する防護方針について整理して提示すること。

○ルーフベントファンの吐出フード天板先端部が強度評価に影響を与えないことを示すこと。

【原子炉格納施設の設計条件に関する説明書関係】

＜コリウムシールド及びペDESTAL排水系の設計＞

○溶融炉心の熱影響、溶融炉心の排水流路内での凝固停止等について、詳細な根拠を資料として整理し、提示すること。

＜原子炉格納施設の重大事故等時の動荷重＞

○原子炉格納施設の強度評価として、動荷重の位置づけを明確にし、重大事故等時の荷重が設計基準事故時のどの荷重にどのように包絡されているのか説明すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ V-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書
※資料番号：工認-139 改7
- ・ V-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書
※資料番号：工認-139 改8
- ・ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書のうち重大事故等時の動荷重について
- ・ 東海第二発電所 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書に係る補足説明資料（原子炉格納容器の重大事故等時の閉じ込め機能健全性について）
- ・ 東海第二発電所 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書に係る補足説明資料（コリウムシールドの設計）
- ・ V-3-5-5-1-4 管の応力計算書
- ・ V-2-5-6-1-3 管の耐震性についての計算書
- ・ V-3-6-2-1-4 管の応力計算書
- ・ V-3-5-3-1-6 管の応力計算書
- ・ V-1-1-9 発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書 補足-100-1
- ・ V-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書
- ・ V-3-別添2 火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 補足-460-1【火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書に係る補足説明資料】
- ・ V-3-別添1 竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書
- ・ 換気空調設備の竜巻の影響を考慮する施設について